

ガクプロ「基本契約」利用約款

本約款は、株式会社Kaien（以下「Kaien」といいます。）が提供する、学生向けプログラム「ガクプロ基本契約」（なお、「ガクプロ基本契約」は、Kaienが提供するサービスの名称です。）の利用を希望する個人（以下「利用申込者」といいます。）及びKaienとの間で「ガクプロ基本契約」の利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結した個人（以下「契約当事者」といいます。）に対して適用されます。

第1条（契約の成立）

1 本契約は、利用申込者が、本約款および別紙「ガクプロ料金表」の内容を十分に確認し、

① 利用開始希望月の初日に本契約が成立すること

② 同日から利用料が発生すること

を承諾したうえで、Kaienが指定する電子メールまたはウェブフォームにより必要事項を通知し、Kaienがこれを受領した時点で仮登録となります。

2 仮登録は、本契約の締結予約を意味するものとし、利用申込者が仮登録期間中に予約撤回の申し出を行わない限り、利用開始希望月の初日に本契約が成立し、サービス提供および利用料の発生が開始されます。

3 本条における仮登録期間は、利用開始希望月の前月末日までの期間を指します。

4 仮登録期間中に1回まで体験セッションを受けることができます。

5 本契約において、「契約当事者」とは、本約款に基づきKaienとの間で基本契約を締結する者をいい、「サービス利用者」とは、本契約に基づき「ガクプロ基本契約」のサービスを利用する者をいいます。

6 前項において、契約当事者とサービス利用者は同一である場合と、契約当事者がサービス利用者の保護者等として契約を締結する場合があります。

第1条の2（仮登録内容の確認）

Kaienは、仮登録完了後、利用申込者に対し、電子メールその他Kaienが適当と認める方法により、以下の事項を含む仮登録内容の確認通知を行います。

① 利用開始日

② 利用料および料金発生開始日

③ 本契約が利用開始希望月の初日に自動的に成立すること

④ 仮登録の撤回期限および撤回方法

利用申込者は、当該確認通知の内容を確認のうえ、異議がある場合には、仮登録期間中に当該確認通知に記載された方法（例：Kaienが指定する電子メールアドレスへの連絡）により仮登録の撤回を行うものとします。

第2条（役務の提供及び利用料の支払い）

- 1 「ガクプロ基本契約」のプログラム内容は、Kaienが公式ウェブサイト等で提示する内容に基づき提供されるものとします。なお、サービス運営上必要な場合には、プログラム内容を変更することがあります。また、利用料金の金額および体系は、別紙「ガクプロ料金表」に記載された料金のうち、「ガクプロ基本契約」に対応する料金について定めるとおりとします。
- 2 Kaienは、社会情勢の変化、運営コストの変動、サービス内容の変更その他合理的な理由がある場合には、提供するプログラム内容または利用料を変更することがあります。
- 3 前項に基づき利用料を変更する場合、Kaienは、変更後の利用料金、変更の理由および適用開始日を明示したうえで、適用開始日の30日前までに、公式ウェブサイトへの掲載および契約当事者への電子メールその他Kaienが適当と認める方法により通知するものとします。
- 4 変更後の利用料金は、適用開始日以降の利用分から適用されるものとし、既に発生じた利用料金には影響を及ぼしません。
- 5 契約当事者は、前各項に基づく利用料金の変更に不同意の場合、変更後料金の適用開始日前までに、第6条第1項に定める手続きにより本契約を終了させる（以下、「退会」といいます）ことができます。

第2条の2（契約の種類および構造）

- 1 Kaienが提供する「ガクプロ」に関する契約には、「ガクプロ基本契約」および「ガクプロコーチング契約」があります。
- 2 「ガクプロコーチング契約」は、「ガクプロ基本契約」とは別個の契約であり、別途定めるガクプロ「コーチング利用約款」に規定された条件に基づき締結されるものとします。

第3条（サービスの利用開始日）

「ガクプロ基本契約」に基づくサービスの提供は、利用申込者が指定した利用開始希望月の初日（以下「利用開始日」といいます。）から開始されます。

第3条の2（利用対象）

本契約に基づくサービスの主な利用対象者は、大学生、大学院生および専門学校生とします。ただし、高校生、既卒の方および休学中の方についても、Kaienが適当と認めた場合には、本契約に基づくサービスを利用することができます。

第4条（サービス期間と契約期限）

- 1 本契約の契約期間は、利用開始日から、年度末（3月末日）までとします。
- 2 契約期間は、本条第4項の場合もしくは契約当事者から申し出があった場合を除

き、期間の満了と同時に自動更新されます。

3 前項に定める契約期間の自動更新により設定される新たな契約期間は、4月1日から1年間です。

4 本契約は、サービス利用者が在籍する大学・専門学校等を卒業した年度か、または就職内定した年度に終了します。ただし契約当事者が、その次の年度以降も継続して「ガクプロ基本契約」のサービスを利用することを希望する場合は、Kaizenにその意思を通知することで契約を継続することができます。

第5条（利用料の支払い）

1 契約当事者は、利用料等「ガクプロ基本契約」のサービスを利用するために必要な金員を、前払いにより、Kaizenが指定する方法によりKaizenの指定する期日までに支払うものとしします。

2 契約当事者は、利用料の支払い対象となる期間（以下「支払い対象期間」といいます。）を、以下の各号のいずれかから選びます。

①1か月間

②任意の月からその月が属する年度の最終月である3月までの期間

3 前項において「1か月間」を支払い対象期間として選択した契約当事者が、Kaizenからの請求に対して支払い期日までに利用料を支払わなかった場合、その当該月におけるサービス提供は行われず、契約当事者は「ガクプロ基本契約」のサービスを受けることができません。ただし、当該未払いによるサービス提供の停止は、契約終了または休会の効力を生じるものではなく、本契約は引き続き有効に存続しているものとみなされます。休会を希望する場合は、第6条第4項に定める手続きに従います。未払いが継続した場合は第6条第2項が適用されます。

第6条（利用契約の終了）

1 契約当事者が本契約からの退会を希望する場合は、退会希望月の前月25日までに、Kaizenが指定する方法（原則として電子メール）により申し出るものとしします。申し出が受理された場合、その月の末日をもって本契約は終了します。

2 契約当事者が第5条第2項に定める「1か月間」の支払い対象期間を選択しており、利用料の支払いが連続して3か月間なされなかった場合は、Kaizenは契約当事者が退会の意思を有するものとみなし、本契約は3か月目の末日をもって自動的に終了するものとしします。

3 仮登録期間中においては、利用申込者は、利用開始希望月の前月末日までにKaizen所定の方法により本契約の予約撤回を申し出ることができます。この場合、本契約は成立せず、利用料は発生しません。

4 契約当事者は、1年間に連続して最大3か月まで休会することが可能です。休会（利用契約の一時停止）を希望する場合、休会を希望する月の前月25日までに、Kaizenが指定す

る方法により申請を行うものとします。休会申請が受理された場合、休会期間中はサービス提供を停止しますが、月あたり1,100円（税込）の休会手数料が発生します。手数料は、事務手続きおよび在籍管理にかかる実費相当分としてご負担いただくものです。なお、事前の申請がない限り、利用契約は継続中とみなされ、利用料は通常どおり発生します。

第7条（クーリングオフ）

- 1 「ガクプロ基本契約」の利用申込者又は契約当事者は、本契約が成立した日を含め8日以内は、書面または電磁的記録（電子メール等）によって、当該申し込みを撤回し、又は本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
- 2 前項の申し込みの撤回又は契約の解除は、利用申込者又は契約当事者が、申し込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面または電磁的記録（電子メール等）が、Kaizenに到達した時に成立します。
- 3 第1条に定める仮登録期間中に行われる本契約の予約撤回は、本契約が成立する前に行われる意思表示であり、本条に定めるクーリングオフとは法的性質を異にするため、本条の適用対象外とします。

第8条（クーリングオフをした後の取り扱い）

- 1 利用申込者又は契約当事者が、前条による申し込みの撤回又は契約の解除を行った場合の取り扱いについては、本条第2項ないし第4項のとおりとします。
- 2 利用申込者又は契約当事者は、Kaizenから手数料・違約金・損害賠償等の名目の如何を問わず、何等の請求を受けることはありません。
- 3 利用申込者又は契約当事者に金員の支払義務は生じません。
- 4 利用申込者又は契約当事者がすでに利用料等の名目で金員をKaizenに対して支払っている場合は、Kaizenは、前条による申し込みの撤回又は契約の解除後、速やかにその支払った金額を返還します。

第9条（利用契約終了時の取り扱い）

- 1 利用開始日以降に、本契約の契約当事者からKaizenに対して、第6条に基づき本契約の終了を希望する旨の意思表示があったときは、退会期日（契約当事者が本契約を終了することを希望する月の最終日をいいます。以下同じです。）をもって本契約は終了したものととして、本条の規定を適用します。ただし、第7条の規定に基づく申し込みの撤回又は利用契約の解除が成立した場合を除きます。
- 2 第6条の規定により契約当事者から利用終了の申し出があり、Kaizenがそれを受理したうえで契約終了となる場合、Kaizenは契約終了日（退会期日）までに発生した利用料を契約当事者に対して請求するものとします。契約当事者が既に支払いを済ませた利用料のうち、退会期日以降に対応する期間分については、原則として返金はいりません。

3 本契約の契約当事者から退会を希望する旨の意思表示がKaizenに対して行われた場合にあって、当該契約当事者が、第5条第2項で規定する支払い対象期間として「任意の月からその月が属する年度の3月までの期間」を選択し、すでに当該支払い対象期間にかかる利用料の支払いを済ませている場合にあって、退会期日が当該支払い対象期間より早く到来する場合であっても、Kaizenは、すでに受領した当該支払い対象期間分の利用料を返還しません。

第10条（損害賠償）

1 Kaizenは、サービスの提供によってサービス利用者に事故などが生じた場合には、速やかに必要な措置を講じます。

2 Kaizenは、サービスを提供するにあたって、サービス提供事業者としての責に帰すべき事由によりサービス利用者または契約当事者に損害を与えた場合には、速やかに損害を賠償します。

3 サービス利用者または契約当事者は、故意または過失によりKaizenに損害を与えた場合、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、Kaizenは本条の規定により損害賠償の請求を行う場合、利用者本人の心身の状況を考慮して請求額を減免する場合があります。

第10条の2（安全確保を理由とする契約終了）

1 Kaizenは、サービス利用者または契約当事者の言動により、当該利用者本人または第三者の安全確保が困難であると合理的に判断した場合には、事前の通知なく契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

2 前項に基づき本契約の全部を終了させた場合における利用料の取扱いについては、契約終了日までに発生した利用料については契約当事者が負担するものとし、契約終了日以降に対応する未提供期間分の利用料については、原則として返還しないものとします。

3 前項の規定にかかわらず、Kaizenは、契約当事者およびサービス利用者の心身の状況、事案の経緯その他の事情を考慮し、未提供期間分の利用料の全部または一部を返還することがあります。

4 本条に基づき本契約の一部のみを終了させる場合における利用料の取扱いについては、終了の対象となるサービス内容および提供状況を踏まえ、Kaizenと契約当事者との協議により定めるものとします。

第11条（不可抗力免責）

天災事変、交通事情、官公庁からの指導その他Kaizenの責めに帰さない事由によりサービスを提供できない場合、Kaizenは、これによりサービス利用者または契約当事者に生じた損害について賠償の責めを負いません。

第12条（紛争の解決）

1 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた

場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 本約款、本契約の成立その他サービスの履行等の解釈については日本法を適用します。

第13条（約款の改定等の手続き）

1 Kaienは、法令の改正、社会情勢または経済情勢の変化、本サービスの内容の変更・拡充、運営体制の見直しその他これらに準ずる合理的な理由があり、かつ当該変更が契約当事者の一般の利益に適合し、または本契約の目的に反せず合理的であると認められる場合に、本約款を改定することがあります。

2 Kaienは、本約款を改定する場合、変更後の約款の内容、変更箇所、変更理由および効力発生日を明示し、効力発生日の30日前までに、公式ウェブサイトへの掲載および契約当事者への電子メールその他Kaienが適当と認める方法により通知するものとします。

3 効力発生日以降に契約当事者が本サービスの利用を継続した場合、当該契約当事者は、改定後の約款に同意したものとみなします。

第14条（合意管轄）

本契約に関連してKaienと契約当事者間に生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

※別表「ガクプロ料金表」

本約款制定日：2025年3月27日	効力発効日：2025年 4月1日
第1回改定日：2025年4月25日	効力発効日：2025年 5月1日
第2回改定日：2025年8月22日	効力発効日：2025年10月1日
第3回改定日：2026年2月 1日	効力発効日：2026年 4月1日